

一般社団法人 全国物流ネットワーク協会 代議員選挙細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人全国物流ネットワーク協会（以下、協会という）の代議員選挙の手続きについて定める。

(選挙権)

第2条 正会員は、他の正会員と等しく選挙権を有する。

2 投票は1人1票とし、記名投票とする。

(被選挙権)

第3条 正会員は、第4条に定める手続きを経て代議員選挙に立候補することができる。

(立候補の届出)

第4条 代議員立候補の届出は、協会事務局が定めた代議員立候補届出受付期間中に、正会員5名以上の推薦状とともに協会事務局に書面を提出して行う。

2 任期満了に伴う代議員の立候補には、前項の手続きを省略することができる。

(選挙の告示等)

第5条 協会事務局は選挙の告示を行い、立候補者、選挙の方法及び投票の受付期間を示さなければならない。

(投票)

第6条 代議員選挙の投票は、任期が終わる日の前70日以内に行うこととする。

ただし、特別な事情が生じた場合には、理事会の決定により隨時行うことができる。

2 正会員は、所定の投票用紙に記入し、告示された投票の受付期間内に協会事務局宛に返信して投票する。

3 任期満了に伴う代議員のみが候補者である場合は、信任投票とすることができます。

(開票)

第7条 開票は、投票の受付期間終了後、速やかに行うものとする。開票結果は開票録に記載し、立会人が署名する。

また、候補者は、開票及び集計に立ち会うことができる。

(当選人の決定)

第8条 当選人は、有効投票数の多い者の順に定員数までとし、最下位に同一得票数の者を生じた場合には、抽選により決定する。ただし、有効投票総数の過半数の得票又は信任を必要とする。

(選挙事務の管理)

第9条 選挙管理事務は、協会事務局において行う。

- 2 協会事務局長は開票録を作成し、定時社員総会に報告する。
- 3 投票録及び開票録は、代議員の任期中、協会事務局において保管するものとする。

(閲覧)

第10条 正会員は、協会役員の立会いの下、いつでも投票用紙及び開票集計結果を閲覧することができる。

ただし、開票事務が完了するまでは、閲覧することができない。

(準用)

第11条 この細則は、代議員の補欠選挙に準用する。

付則

この細則は、平成24年5月16日より適用する。

この細則は、令和4年4月20日より一部改定し適用する。